

第3次 東峰村 男女共同参画のむらづくり計画

お互いを思いやる優しいむらづくりをめざして



令和2年度～令和6年度

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画の趣旨	
2.	計画の背景	
第2章	計画の概要	4
1.	計画の位置づけと期間	
2.	計画の基本理念と基本目標及び施策体系	
第3章	計画の内容	7
基本目標Ⅰ	男女共同参画社会へ向けた意識改革（意識づくり）	7
主要課題1	性別役割分担意識の解消	
主要課題2	男女平等教育の推進	
主要課題3	女性に対する差別や暴力の根絶	
基本目標Ⅱ	あらゆる分野への男女共同参画の推進（体制づくり）	10
主要課題1	女性の参画・登用の推進	
主要課題2	職場での男女共同参画の推進	
基本目標Ⅲ	個性と能力を發揮し責任を共に分かち合える人材育成（人づくり）	12
主要課題1	家庭や地域活動への男女共同参画の促進	
主要課題2	女性の起業支援及び経営参画の促進	
主要課題3	女性リーダーの育成	
基本目標Ⅳ	多様な生活スタイルを支える条件整備（環境づくり）	14
主要課題1	生涯学習の推進	
主要課題2	家庭と地域活動、仕事の両立に向けた環境整備	
主要課題3	生涯を通じた健康づくり	
主要課題4	高齢者・障がい者等が安心して暮らせる条件の整備	
主要課題5	相談・支援機能の充実	
基本目標Ⅴ	村民協働の地域づくり（社会づくり）	18
主要課題1	心豊かな地域社会づくり	
主要課題2	村民と行政のパートナーシップ	
第4章	計画の推進	19
資料編		21
	東峰村男女共同参画のむらづくり条例	21
	東峰村男女共同参画のむらづくり審議会委員名簿	25
	用語解説（文中※1～16）	26

第1章

計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

東峰村（以下、「本村」という。）では、男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず家庭・学校・地域・職場など積極的に参画し、それぞれの個性と能力が発揮され、いきいきと暮らせる社会の実現を目標に平成 23（2011）年度「東峰村男女共同参画のむらづくり基本計画」を策定し、施策を推進してきました。しかし、男女共同参画をより一層推進し、社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要となってきました。このため、これまでの取り組みを引き継ぎ、実効性のある計画（基本計画、実施計画を含む）として、「第3次東峰村男女共同参画のむらづくり計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の背景

(1) 世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）において、昭和 23（1948）年に「世界人権宣言」が採択され、女性に対する差別が国際的な共通課題であるとの認識が初めて示されました。国連は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年^{*3}」と定め、翌年からの 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54（1979）年、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約^{*4}」という。）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。昭和 60（1985）年には、第 3 回世界女性会議（ナイロビ）が開催され、平成 12（2000）年に向けて各国等が効果的措置を採るうえでのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略^{*14}」が採択されました。また、平成 7（1995）年には、第 4 回世界女性会議（北京）が開催され、ナイロビ将来戦略の評価・見直しとともに、「北京宣言及び行動綱領^{*15}」が採択され、現在の女性政策の世界的な指針となっています。平成 12（2000）年には、国連特別総会女性 2000 年会議（ニューヨーク）が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動

とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。平成17(2005)年の第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)、平成22(2010)年には、第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)がニューヨークで開催されました。会議では、「北京宣言及び行動綱領^{*15}」や「女性2000年会議成果文書」の実施が協議され、一層の取り組みを求める宣言が採択されています。平成23(2011)年には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が発足しました。

平成27(2015)年の第70回国連総会では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する会合が開催され、女性活躍推進の分野で日本が世界をリードしていく決意について声明を発表しています。

(2) 国・県の動き

わが国では、昭和50(1975)年の「国際婦人年^{*3}」を契機に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52(1977)年に「国内行動計画」が策定されました。その後、国籍法の改正や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法^{*10}」という。)の制定など国内法の整備を経て、昭和60(1985)年に女子差別撤廃条約^{*4}を批准しました。平成8(1996)年には、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。その後、平成11(1999)年施行の「男女共同参画社会基本法^{*10}」に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されています。また、平成22(2010)年には「男女共同参画社会基本法^{*9}」施行後10年間の反省を踏まえ「男女共同参画基本計画(第3次)」が閣議決定され、より実効性のあるアクション・プランとしての取り組みが進められ、平成27(2015)年12月には、「男女共同参画基本計画(第4次)」が閣議決定され、男女共同参画社会基本法に基づき、国の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行等を変更することや、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法^{*5}」という。)の着実な施行により、女性の採用・登用推進のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めること、地域における推進体制を強化することなどが強調されています。

福岡県においても、昭和55(1981)年から3次にわたる「福岡県行動計画」を策定し、その後、平成8(1996)年に「福岡県女性総合センターあすばる」(現:福岡県男女共同参画センターあすばる)が開館、平成13(2001)年に「福岡県男女共同参画推進条例」が施行さ

れています。平成 28（2016）年には、「第 4 次福岡県男女共同参画計画」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法^{*12}）」に基づく「第 3 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定するなど積極的な男女共同参画の推進が行われています。

（3）東峰村での取り組み

平成 21（2009）年、東峰村男女共同参画推進協議会を設置し、同年「男女共同参画社会に向けての意識調査」を実施しました。平成 22（2010）年には、男女共同参画推進にあたっての基本理念や、村の責務及び村民等の役割を明らかにした「東峰村男女共同参画のむらづくり条例」を施行しました。同年、あすばる男女共同参画地域づくり事業研修に参加し、「あすばる男女共同参画フォーラム 2010」において中間報告会を行っています。平成 23（2011）年度に「東峰村男女共同参画のむらづくり基本計画」を策定し、平成 24（2012）年度には「東峰村男女共同参画のむらづくり実施計画」の策定、平成 27（2015）年度には、それまでの基本計画と実施計画を見直し、統合した「第 2 次東峰村男女共同参画のむらづくり計画」策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

「男女共同参画社会」とは？

女性も男性も、性別に関わらず自分の意思で多様な生き方が選択でき、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会のことです。仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現することで、一人ひとりの人生を豊かなものとすることをめざしています。

（引用：内閣府男女共同参画局ホームページ）



第 2 章 計画の概要

1. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法^{*10}第 14 条第 3 項に基づき、本村における男女共同参画社会の形成促進に関する総合的な施策推進の指針です。『第 2 次東峰村総合計画 2015～2024』の第 4 章の第 2 節「男女共同参画社会の実現」部門の計画となっており、本村における他部門の計画との整合性を図るとともに、調査結果や村民の意見を尊重して策定するものです。さらに、この計画を女性活躍推進法第 6 条第 2 項、配偶者からの保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく基本計画として位置づけます。国・県の男女共同参画基本計画を勘案し、本村における男女共同参画社会の形成促進に関する施策についての基本的な計画として、村民、村民グループ、関係団体等との連携のもとに推進します。

(2) 計画の期間

計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。なお、大幅な社会情勢の変化等に対応し、適宜、見直しを行います。

2. 計画の基本理念と基本目標及び施策体系

(1) 基本理念

◆「東峰村男女共同参画のむらづくり条例」に掲げる基本理念◆

① 男女の人権尊重

男女が性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど、男女の個人としての尊厳及び人権が尊重されること。

② 地域社会における制度または慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会を積極的な改善措置を含め確保されること。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が相互協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と家庭生活以外の学校、職場、地域等における活動とを両立できるようにすること。

⑤ 互いの性の理解と健康的な生活を営む権利の尊重

男女が理解し、互いの性を尊重するとともに、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができること。

⑥ 社会参画の促進と男女平等教育の推進

学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における教育について、その促進が配慮されること並びにすべての人に生涯にわたる男女共同参画社会に関する教育及び学習の機会が確保されること。

【将来像】 お互いを思いやる優しいむらづくりをめざして

(2) 基本目標

◆5つの基本目標◆

- I. 男女共同参画社会へ向けた意識改革（意識づくり）
- II. あらゆる分野への男女共同参画の推進（体制づくり）
- III. 個性と能力を発揮し責任を共に分かち合える人材育成（人づくり）
- IV. 多様な生活スタイルを支える条件整備（環境づくり）
- V. 村民協働の地域づくり（社会づくり）

(3) 計画の体系



第3章

計画の内容

基本目標Ⅰ. 男女共同参画社会へ向けた意識改革（意識づくり）

主要課題 1. 性別役割分担意識^{※8}の解消

施策の方向性

①性別による固定観念に左右されない男女双方の意識啓発

・「男女はこうあるべき」という性別による固定観念に左右されない男女双方の意識改革に取り組みます。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	人権啓発の推進	男女が互いの人権について理解し、尊重し合う意識の確立を目指し、男女共同参画の視点に配慮した講演会を実施します。また、啓発冊子などを作成し啓発活動を推進します。	住民税務課 教育委員会
		個人の尊厳を大切にす観点から LGBT ^{※1} などの性的少数者 ^{※6} への偏見解消に努めます。	住民税務課
2	広報紙及びホームページを活用した情報発信、啓発	広報紙やホームページに男女共同参画を推進する記事などを掲載し、啓発活動を推進します。また、広報紙等の表現で、固定的役割を連想させる表現にならないように配慮します。	住民税務課 企画政策課

主要課題 2. 男女平等教育の推進

施策の方向性

①家庭や学校、地域、職場等での男女平等教育の推進

・世代によって男女平等についての感じ方に違いがあることから、家庭や学校、地域、職場等において、男女平等教育を推進します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	乳幼児教育の推進	家庭教育学級の中で、保護者に対する男女共同参画に向けた啓発を行います。	教育委員会
2	様々な年代に応じた教育の推進	関係各課と協働で女子みらい塾等の様々な年代に応じた各種講座を開催し、学習・情報の提供を行います。	教育委員会
3	家庭での男女平等教育の推進	性別に関わらず、個性を尊重する子育ての啓発を行い、家庭内における男女平等と自立を促進する講座や学習会の提供に努めます。	教育委員会
4	教職員の意識啓発、研修の充実	児童、生徒の個性や可能性を伸ばし、性別によって偏見や差別をしない人権尊重の教育が行えるよう、教職員の意識啓発、研修などの充実に努めます。	教育委員会

主要課題 3. 女性に対する差別や暴力の根絶

施策の方向性

① 暴力の防止対策・被害者支援体制の整備

・DV^{※12}や性犯罪、セクシャル・ハラスメント^{※9}、ストーカー行為等の性に対する暴力の防止対策・被害者対策に取り組みます。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	暴力根絶に向けての啓発事業	広報紙やセミナー等を活用し、男女間における暴力防止に向けた啓発やDV防止法 ^{※13} やストーカー規制法 ^{※6} 等の関係法令の周知を行い、暴力の未然防止、根絶につなげます。	住民税務課 企画政策課
2	セクシャル・ハラスメント ^{※8} の防止	職場や地域社会、学校等あらゆる場面でのセクシャル・ハラスメント ^{※9} の防止に向けて、広報紙を通じた啓発活動を行います。	住民税務課 企画政策課
3	庁内連携体制の充実	庁内各課と連携を強化し、情報共有や対応体制の整備など、被害者への適切な支援を行います。	住民税務課
4	関係機関・団体等との連携による被害者の早期発見	民生委員や民生児童委員、保育、教育関係者など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関・団体等に対し、DV防止法 ^{※13} や相談窓口を周知し、連携を深め、被害者の早期発見を図ります。	総務課 住民税務課 保健福祉課 教育委員会
5	被害者の支援	福岡県北筑後保健福祉環境事務所等と連携のもと、一時保護や母子生活支援施設への入所措置等を行い、DV被害者への支援を行います。	住民税務課 保健福祉課

基本目標Ⅱ. あらゆる分野への男女共同参画の推進（体制づくり）

主要課題 1. 女性の参画・登用の促進

施策の方向性

①方針・政策等の決定の場への男女共同参画の推進

・政策や方針に男女双方の意見を反映させるため、肩書きにとらわれない選出方法を検討します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	審議会等委員への女性の登用の推進	審議会、委員会などに占める女性の割合を令和6年度末までに30%まで引き上げることを目標と設定し、女性の積極的な登用を進めます。（平成31年4月1日現在、27.8%）	全課
2	女性職員の管理職登用の促進	女性の多様な実務経験を踏まえた能力の評価を促し、女性の管理職への登用率25%を目標とします。（平成31年4月1日現在、23.1%）	総務課
3	地域の自治組織への女性の登用の促進	自治組織における男女の平等な参画を促進するため、自治会長への女性の積極的な登用を働きかけます。（平成31年4月1日現在、6.7%）	総務課



主要課題 2. 職場での男女共同参画の推進

施策の方向性

①仕事と生活の調和をはかる職場づくりの推進

- ・男女共にやりがいのある仕事と生活の調和をはかる職場作りを進めます。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランス ^{※16} の推進	仕事と生活の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランス ^{※16} の推進に向けた情報提供や啓発を行います。	総務課 住民税務課
2	育児・介護休暇制度の普及・啓発の推進	働く男女が育児や介護によって仕事をすることが困難にならないよう、育児・介護休暇制度の普及・啓発を推進します。	総務課 保健福祉課
3	女性の就業、再就業支援	公共職業安定所等との連携により、労働に関する情報提供を充実します。	農林観光課

基本目標Ⅲ. 個性と能力を発揮し責任を共に分かち合える人材育成

(人づくり)

主要課題 1. 家庭や地域活動への男女共同参画の促進

施策の方向性

①男性の家事・育児等への参画促進

・男性の仕事中心の生き方を見直し、その力を家事や子育て・地域活動でも発揮できるよう、参加へのきっかけづくりに取り組みます。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	男性への子育て・家庭教育の支援	父親・男性が参加しやすい子育て及び家庭教育に関する学習会を開催し、男性の育児等への積極的な参画につなげます。	教育委員会
2	男性の家事・地域活動への参画の推進	料理教室等を開催し、男性の生活力の向上及び家事等や地域活動への参画を促進します。	教育委員会

主要課題 2. 女性の起業支援及び経営参画の促進

施策の方向性

①経営への参画及び能力開発への支援

・活力ある農業・林業・商工業等を創出し、男女が共に充実感を持って働き暮らしていくために、あらゆる場面において男女が互いに支えあい、女性も経営に参画しやすい環境づくりを推進します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	女性への起業支援	福岡県や財団法人中小企業振興センターなどと連携のもと、起業講座などの情報を提供します。	農林観光課

主要課題 3. 女性のリーダーの育成

施策の方向性

①女性の人材育成の促進

・女性自らが意識と能力を高め政治的、経済的、地域社会的及び文化的な力を持つように研修や学習の場を設け人材育成に取り組みます。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	女性リーダーの養成	国や県など他の機関が行う国内外の研修事業への参加に対する助成や、女性リーダー育成講座への参加を促すことにより、男女共同参画の視点を持ったリーダーを育成します。	総務課 住民税務課
2	男女共同参画の視点に立った災害時の対応	広報紙や防災活動の研修などを通して啓発し、自主防災組織、避難所運営組織に女性の参画を促進します。	総務課 企画政策課



基本目標Ⅳ. 多様な生活スタイルを支える条件整備（環境づくり）

主要課題 1. 生涯学習の推進

施策の方向性

①男女共同参画の視点に立った学習機会の提供

- ・男女がさまざまな分野に参画し、実践していくための生涯学習を推進します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	男女共同参画のための学習機会の充実	公民館学級などで男女共同参画の視点から、家族関係や家庭の役割などに関して学ぶ機会の提供に努めます。	教育委員会

主要課題 2. 家庭と地域活動、仕事の両立に向けた環境整備

施策の方向性

①子育て支援、介護支援の充実

- ・子育て中や介護が必要な家庭の支援を行うことにより、男女が共に不安や負担を軽減し、安心して生活ができるような環境づくりを進めます。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	子育てに関する相談体制の充実	村内全ての新生児の訪問活動で、子育てに関する相談業務の推進を図ります。	保健福祉課
2	多様な子育てサービスの提供	延長保育や児童の放課後の安心で安全な居場所づくり等、さまざまなニーズに応じた多様な子育てサービスを提供します。	保健福祉課 教育委員会
3	講座、講演会等の事業における託児の実施	乳幼児をもつ人が各種講座や講演会等に参加しやすいよう託児を実施します。	住民税務課 教育委員会

第3章 計画の内容

4	介護者への啓発	性別に関わらず誰もが介護の担い手となることができるよう、また、介護負担がどちらか一方に偏ることがないように、男女共同参画の視点を持ちながら介護者への啓発・情報提供を行います。	保健福祉課
5	介護サービスの充実	男女が共に介護を担う社会づくりのため、介護保険制度や介護の相談窓口業務の啓発を推進します。	保健福祉課

施策の方向性

②ひとり親家庭等への支援

・各種制度の周知を行うとともに、その活用を通じてひとり親家庭への生活支援に取り組みます。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	ひとり親家庭等への経済的支援	ひとり親家庭等医療や児童扶養手当、その他給付金等の制度の周知を行い、支給によってひとり親家庭等の経済的自立を支援します。	保健福祉課

主要課題 3.生涯を通じた健康づくり

施策の方向性

①心身の健康づくりの支援

・男女平等の精神に基づく異性観や判断能力を養えるよう、家庭、地域、学校、職場、行政が一体となった性教育、健康教育の充実を図ります。特に、女性は妊娠や出産など各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面するため、女性自らの身体に対する健康管理を支援します。

第3章 計画の内容

No.	具体的施策	内容	担当課
1	性教育の充実	学校教育や健康教育を通じ、性に関する正しい知識の定着に努めます。	教育委員会
2	身体健康づくり	各種健康診査などの周知や受診率の向上を図るとともに、自らが行う健康的な食生活習慣・運動習慣の普及などによる生涯を通じた健康づくりを支援します。	保健福祉課
3	健康づくり意識の高揚	健康相談事業を推進し、自主的な健康づくりを支援します。また、広報紙などによる啓発や健康づくり事業を充実し、心と身体健康づくり意識の高揚を図ります。	保健福祉課 企画政策課

主要課題 4. 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる条件の整備 施策の方向性

①高齢者・障がい者の生活に対する支援

・高齢者・障がい者等が、地域の人々と互いに助け合いながら、個人が持っている意欲や能力を発揮し、健康で文化的な自立した生活が送れるよう支援します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	高齢者介護予防事業の 推進	行政・地域包括支援センターと社会福祉協議会等が連携し、効果的な介護予防事業の推進を図ります。	保健福祉課

2	家族介護支援事業の推進	行政と社会福祉協議会等が連携し、高齢者を介護している家族等に対し、各種サービスを提供することにより、身体的、精神的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ります。	保健福祉課
3	障がい者の自立生活支援	男女に関わりなく、さまざまな障がい者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう適切なサービスの提供を推進します。	保健福祉課

主要課題 5. 相談・支援機能の充実
施策の方向性

①相談・支援の体制づくり

・男女が個々に抱えている問題は多様化しており、関係機関と連携し相談・支援を行います。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	相談体制の充実・利用促進	相談窓口の利用促進を図るため、村民に対して広く周知します。	総務課 住民税務課



基本目標Ⅴ. 村民協働の地域づくり（社会づくり）

主要課題 1. 心豊かな地域社会づくり

施策の方向性

①心豊かな地域社会の形成

- ・男女が協働して心豊かな地域社会を形成できるように支援します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	地域における男女共同参画の意識の啓発	地域での男女共同参画意識の浸透を図るため、学習会などへの参加を働きかけ、学んだ知識を活かすシステムをつくることで地域における男女共同参画の意識向上を図ります。	住民税務課
2	地域リーダーへの男女共同参画に関する研修の推進	区長、自治公民館長、民生委員、児童委員、スポーツ推進委員など地域のリーダー的存在となる村民に対して男女共同参画に関する研修を案内し、参加を促進します。	総務課 住民税務課 教育委員会

主要課題 2. 村民と行政のパートナーシップ

施策の方向性

①村民主体の取り組みの推進

- ・東峰村男女共同参画のむらづくり条例に掲げるように、村民一人ひとりがむらづくりの主役であり、男女共同参画社会を実現するため、村民主体の協働の取り組みを推進します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	審議会等への村民の積極的登用の推進	村の施策に、性別に関わりなく村民の声を反映できるように、審議会等への公募等による村民の登用を推進します。	全課

第4章 計画の推進

計画の推進体制

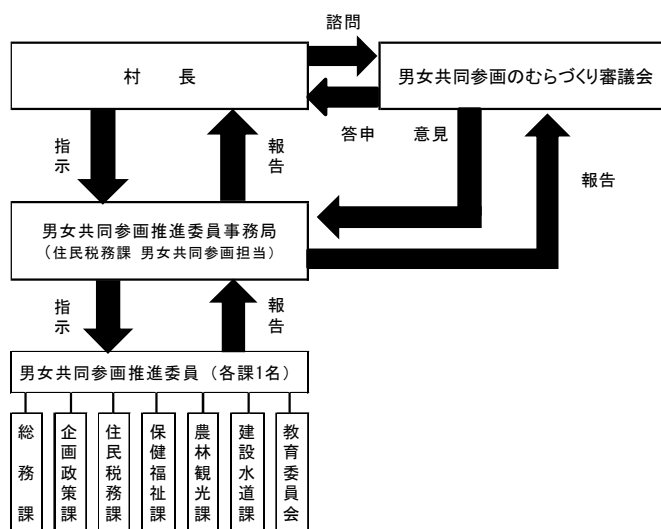
①庁内における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	内容	担当課
1	村職員の男女共同参画 に対する意識の向上	職員研修などを通じて、男女共同参画に関する啓 発等を行い、職員の意識向上を図ります。	総務課 住民税務課
2	男女平等の視点に配慮 した情報発信	行政の情報発信媒体である、広報紙や刊行物、ホ ームページなどについて、男女平等の視点に配慮 されたものとなるよう努めます。	全課

②推進体制の充実

No.	具体的施策	内容	担当課
1	意識調査の実施	村民の意識を把握し、今後の施策に反映させるた め、5年に1度の調査を実施します。	住民税務課
2	審議会の開催	計画の進捗状況を調査、検証し、審議会に報告し、 政策の提言を受けていきます。	住民税務課
3	推進委員の設置	計画の推進を図るため、各課で推進委員を選任し、 計画の実施状況報告作業や調査研究を行うととも に、各課での意識啓発を図ります。	全課

東 峰 村
男女共同参画に関する推進体制図



東峰村男女共同参画のむらづくり条例

平成 22 年 1 月 6 日

条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 1 2 条)

第 2 章 男女共同参画のむらづくりに関する
基本的施策 (第 1 3 条—第 1 9 条)

第 3 章 東峰村男女共同参画のむらづくり審
議会(第 2 0 条)

第 4 章 補則(第 2 1 条)

附則

わが国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等と女子の地位向上に向けた取り組みが進められてきました。

また、国連の『女子差別撤廃条約』を 1 9 7 9 年に批准し、『男女雇用機会均等法』の制定(1 9 8 5)、『男女共同参画社会基本法』の制定(1 9 9 9)など、男女平等に向けての法整備は着実に進んできました。とりわけ、『男女共同参画社会基本法』では、男女共同参画社会の実現は 2 1 世紀のわが国の最重要課題と位置付けられています。

本村においても『東峰村人権教育・啓発基本指針』の中で、女子の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する社会の実現をめざしているところです。

しかしながら、本村がこの度実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」によれば、家庭・地域・学校・職場その他社会の様々な分野において、女性に対する差別や、性別による固定的な役割分担意識が未だ根強く残っていることが示されています。他方で本村は、超少子高齢化社会が国に先がけて到来し、過疎化も進んできています。

山紫水明、豊かな自然環境と歴史に恵まれた東峰村が、今後とも持続可能で、未来への夢と活力のある村であり続けるためにも、個々人が性別に関わりなく人として尊重され、個性と能力を發揮できるむらづくりをしていくことが重要であることから、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画のむらづくりに関する基本理念を定め、並びに村、村議会、村民、事業者、教育に携わる者、自治組織及び出資団体等への責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、性別で役割を決められることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要

- な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 村民 村内に住居する者、村内に通勤・通学する者及び村内において活動する者をいう。
- (4) 事業者 村内において、営利、非営利を問わず事業又は活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、不利益を与える行為をいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫婦や恋人等、ごく親しい関係にある男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、性的、経済的な暴力や虐待（子供を巻き込んだ暴力を含む。）
- (8) 固定的な性別役割分担意識 「男性は仕事を中心、女性は家事、育児、介護が中心」というように性別によって役割を決めようとする意識のことをいう。
- (9) 審議会 村の政策や方針について審議する機関で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に規定する附属機関及びこれに準ずる機関のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画のむらづくりは、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女が性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど、男女の個人としての尊厳及び人権が尊重されること。

- (2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会を積極的な改善措置を含め確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と家庭生活以外の学校、職場、地域等における活動とを両立できるようにすること。
- (5) 男女が理解し、互いの性を尊重するとともに、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができること。
- (6) 学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における教育について、その促進が配慮されること並びにすべての人に生涯にわたる男女共同参画社会に関する教育及び学習の機会が確保されること。
- (7) 国際社会における取組と密接な関係があることから、国際理解及び国際協力の下に行われるよう配慮すること。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画のむらづくりに関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 村は、村行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(村議会の責務)

第5条 村議会は、基本理念にのっとり男女共同

参画の推進に配慮しなければならない。

(村民の責務)

第6条 村民は、基本理念にのっとり家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 村民は、村が実施する男女共同参画のむらづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとりその事業活動において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する者について職場における活動に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、村が実施する男女共同参画のむらづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり男女共同参画社会の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、村が実施する男女共同参画のむらづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自治組織の責務)

第9条 自治組織は、地方活動を行うに当たって基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画を推進するとともに、村が実施する男女共同参画むらづくり施策に協力するよう努めなければならない。

い。

(出資団体等への責務)

第10条 村は、村が出資し又は財政上の助成をしている団体に対し、必要があると認めるときは、男女共同参画のむらづくりに関し適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(性別による権利侵害の禁止)

第11条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(村民に発信する情報の配慮)

第12条 何人も、広く村民に発信する情報において、男女の固定的な役割分担、性別による人権侵害及び女性に対する暴力等を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画のむらづくりに関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画のむらづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 村は、基本計画を策定するにあたっては、あらかじめ第20条に規定する東峰村男女共同参画むらづくり審議会に意見を求めるとともに、村民の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 村は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、

これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(村民等の理解を深めるための措置)

第14条 村は、基本理念に関する村民等の理解を深めるため、必要な情報の提供及び広報活動等、学習の提供等を行うものとする。

(参画を推進する活動への支援)

第15条 村は、村民等が行う男女共同参画社会の形成の促進に向けた活動に対し、それらの主体性に留意して、情報提供等必要な支援を行なうよう努めるものとする。

(相談等の処理)

第16条 村は、第11条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に係る事案について、村民からの相談又は苦情があった場合は、国及び県その他関係機関と連携して適切に処理するものとする。

2 相談窓口は男女共同参画担当とする。

(調査研究)

第17条 村は、男女共同参画のむらづくりに関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画のむらづくりを阻害する問題について、情報収集し、調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第18条 村は、男女共同参画のむらづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、担当係を明記すると共に全庁的な推進の連携体制を整備するものとする。

(附属機関等への共同参画の機会の確保)

第19条 村は、附属機関及びこれに類するもの

における委員を任命し、又は委嘱する場合においては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

第3章 東峰村男女共同参画のむらづくり審議会

(設置等)

第20条 男女共同参画のむらづくりに関する重要事項を調査審議するため、東峰村男女共同参画むらづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定又は変更に関する事項

(2) 男女共同参画のむらづくりに関し、村長から諮問を受けた事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画のむらづくりに関する事項について、村長に意見を述べることができる。

4 審議会は、村長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成22年4月1日から施行する

東峰村男女共同参画のむらづくり審議会委員名簿

【任期】平成30年4月1日～令和2年3月31日

番号	氏名	所属団体等	備考
1	梶原 伯夫	東峰村議会	会長
2	梶原 京子	田舎いい仲東峰	副会長
3	成田 修司	東峰村区長会	
4	西原 久美子	一般公募者	
5	井上 光弘	識見を有する者	
6	谷本 智美	東峰村ガールズ	
7	熊谷 和也	東峰村青年団	

事務局		
室井 英信	住民税務課	課長
靱井 紀彦	住民税務課	

用語解説（50音順）

●LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）※1

LGBTとは、L（レズビアン＝女性同性愛者）、G（ゲイ＝男性同性愛者）、B（バイセクシュアル＝両性愛者）、T（トランスジェンダー＝生まれたときの法的(生物学的)・社会的性別とは一致しない、またはとらわれない生き方を選ぶ人などを表現する包括的な言葉。一般的に性同一性障害も含む)の総称。

●家族経営協定※2

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

●国際婦人年※3

昭和47（1972）年、第27回国連総会において、性差別撤廃に向けて世界的規模の行動をもって取り組むために、昭和50（1975）年を「国際婦人年」とすることを決議した。

●女子差別撤廃条約※4

昭和54（1979）年に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、昭和55（1980）年に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和60（1985）年に批准した。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）※5

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため制定された法律。これにより、女性活躍推進のための一般事業主行動計画の策定、厚生労働省への届出、従業員への周知・公表、さらには女性の職業選択に資する情報の定期的な公表が企業に義務付けられる。

※平成28年4月1日施行（従業員301人以上の企業及び地方公共団体等は義務、300人以下の企業は努力義務）

●ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）※6

平成12（2000）年に成立した法律で、ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めている。平成25（2013）年の一部法改正により、つきまとい等の違反行為に電子メールの送信が追加された。

●性的少数者※7

性のあり方が、社会的に少数者であることにより、さまざまな不利益を被っている人々。身体的な性（性染色体・生殖腺・性器によって決まる性）、性自認（自分を男性あるいは女性であると思うか、そのどちらでもないと思うかなど）、性的指向（性愛の対象が異性に向かうか、同性に向かうか、両性に向かうかなど）により、人それぞれに異なる。無理解や差別、偏見に苦しんでいる現状がある。

●性別役割分担意識※8

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

●セクシュアル・ハラスメント※9

「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流すこと、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の意思に反して不快又は不安な状態に追い込む、性的な言動を指す。

●男女共同参画社会基本法※10

平成11（1999）年に公布、施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにしたもの。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

●男女雇用機会均等法※11

昭和60（1985）年に制定され、その後、差別禁止規定、職場のセクシュアル・ハラスメント防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正法が平成11（1999）年に施行されている。また、平成19（2007）年に改正法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの推進等が定められた。平成26（2014）年には、間接差別となり得る措置の範囲の見直し、性別による差別事例の追加、セクシュアル・ハラスメントの予防・事後対応の徹底、コース等別雇用管理についての指針の制定についての改正法が施行された。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）※12

夫婦、恋人間など、親密な関係にある男女間で起こる暴力。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、大声でどなる・無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要するなどの性的暴力も含まれる。

●DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）※13

家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナー等からの暴力の防止及び被害者の保護救済を目的とした法律。国際的な流れと被害者の声を受け、議員立法により平成13（2001）年に制定された。平成25（2013）年の改正により、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

●婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略※14

「国連婦人の10年」の成果の検討、評価を行うとともに、女性の地位向上を妨げている障害を示し、西暦2000年に向けての基本戦略や国内レベルでの具体的措置を示し、今後の各国の行動計画のガイドラインを描いたもの。

●北京宣言及び行動綱領※15

平成7（1995）年に北京で開催された第4回世界女性会議で採択されたもので、「北京宣言」では、女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメント（力をつけること）に対するあらゆる障害を除去することなどを宣言している。また、「行動綱領」は21世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示している。12の重大問題領域があげられ、それぞれについて戦略目標ととるべき行動が提示されている。

●ワーク・ライフ・バランス※16

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

第3次東峰村男女共同参画のむらづくり計画

令和2年3月

発行 東峰村役場 住民税務課 住民係

〒838-1692 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原 941 番地 9

電話 0946-74-2311 / FAX 0946-74-2722